

合併契約書

公益社団法人静岡県私立幼稚園振興協会（以下「甲」という。）と公益財団法人静岡県私立幼稚園退職基金財団（以下「乙」という。）は、合併に関し、次のとおり契約を締結する。

（合併の形式）

第1条 甲及び乙は、甲を吸収合併存続法人、乙を吸収合併消滅法人として合併する。

2 吸収合併存続法人及び吸収合併消滅法人の名称及び住所は、次のとおりである。

（1）吸収合併存続法人

名称 公益社団法人静岡県私立幼稚園振興協会

住所 静岡県静岡市葵区追手町9番26号 静岡県私学会館内

（2）吸収合併消滅法人

名称 公益財団法人静岡県私立幼稚園退職基金財団

住所 静岡県静岡市葵区追手町9番26号 静岡県私学会館内

（効力発生日）

第2条 合併の効力発生日（以下「効力発生日」という。）は、令和8年4月1日とする。

ただし、合併手続きの進行に応じ必要があるときは、甲及び乙が協議の上、これを変更することができる。

（法人名称の変更）

第3条 効力発生日から、吸収合併存続法人の名称を「公益社団法人静岡県私立幼稚園・認定こども園振興協会」に変更する。

（合併承認）

第4条 甲は社員総会において、乙は評議員会において、効力発生日の前日までに本契約の承認を得るものとする。

（法人財産の承継）

第5条 甲は、効力発生日において、乙の資産、負債その他の権利義務の全部を承継する。

（善管注意義務）

第6条 甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務の遂行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙が協議の上これを行う。

（職員の処遇）

第7条 甲は、効力発生日において、乙の職員を甲の職員として引き継ぐものとする。この場合において、勤続年数は乙における年数を通算する。

（合併条件の変更等）

第8条 本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産もしくは事業運営に重大な変動を生じたときは、甲及び乙が協議の上、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

（本契約に定めのない事項）

第9条 本契約に定める事項のほか、合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議の上、これを決定する。

本契約の成立を証するため、本契約書を2通作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

令和7年3月3日

甲 静岡県静岡市葵区追手町9番26号 静岡県私学会館内
公益社団法人静岡県私立幼稚園振興協会
理事長 千葉 一道



乙 静岡県静岡市葵区追手町9番26号 静岡県私学会館内
公益財団法人静岡県私立幼稚園退職基金財団
理事長 河合 辰哉

